

営業の状況 [デリバティブ取引 / オフバランス取引]

1. 取引の状況に関する事項

(自平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

(1) 取引の内容

金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では通貨スワップ取引並びに為替予約取引を利用しております。

(2) 取引に対する取組方針

将来の金利・為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(3) 取引の利用目的

金利スワップ取引は、当行の資産・負債に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で利用しております。通貨スワップ取引、先物為替予約取引は、外貨建債権債務に係る将来の為替レートの変動リスクを回避する目的で行っています。

なお、当行が利用しているデリバティブ取引には、投機目的のものはありません。

(4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は、市場リスク及び信用リスクの要素を内包しております。市場リスクは、金融商品の金利、為替相場の市場価格の変動によって損失を被る可能性であります。また、信用リスクは取引の相手方がデフォルト等により当初の契約条件の履行ができなくなるリスクですが、その被る損失額は当該契約を再構築するために必要な費用額に限定されております。

(5) 取引に係るリスク管理体制

リスク管理体制につきましては、ALM委員会においてデリバティブ取引の運用状況の報告及び取組方針の決定が行われ、これを受けて取引限度額、取引手続き等を定めた行内規程に基づき取引が行われております。

デリバティブ取引は、ポジション管理、決済管理及び取引の確認を市場金融部で行っております。金利スワップ取引、通貨スワップ取引並びに為替予約取引は月次でポジションを時価評価し、損益状況の把握を行い、一定の限度を超えるリスクが発生しないよう管理しております。また、為替予約取引につきましては、ポジション限度額を設定して、為替リスクの管理を行っております。

(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

デリバティブ取引において、金利関連取引については金利スワップの特例処理を適用しているもの以外の取引はありません。

2. 取引の時価等に関する事項(デリバティブ取引情報)

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

金利スワップの特例処理を適用しているもの以外の取引はありません。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

単位:百万円

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	6	—	0	0
	通貨オプション	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

用語解説

■デリバティブ取引

金利や為替などの本来の金融商品から派生したスワップ・オプションなどの取引のことをいいます。主に相場の変動リスクを回避するなどの目的で利用されています。

■ヘッジ会計

ヘッジ取引のうち一定の要件を満たすものについて、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を会計に反映させる会計処理をいいます。

■金利スワップの特例処理

想定元本、利息の受払条件、契約期間がヘッジ対象の資産又は負債とはほぼ同一であるなどの要件を満たす場合に、金利スワップを時価評価せず金銭の受払の純額を当該資産又は負債に係る利息に加減する会計処理をいいます。

■スワップ取引

あらかじめ決定された条件により2種類のキャッシュ・フローを交換する取引のことです。この2種類のキャッシュ・フローは同通貨間の場合(金利スワップ)と異種通貨間の場合(通貨スワップ)があります。

■オプション取引

ある商品をあらかじめ決定された条件により、購入できる権利(コール)や売却できる権利(プット)を売買する取引のことです。オプションの購入者はオプション行使の権利を保有し、売却者はオプション行使に応じる義務を負います。この際、オプションの購入者は売却者に対しとしてオプション料を支払うことになります。

取引の時価等に関する事項(オフバランス取引情報)

金融派生商品及び先物外国為替取引

単位:億円

種 類	平成19年9月30日		平成20年9月30日		商 品 の 内 容
	契約金額・想定元本額	信用リスク相当額	契約金額・想定元本額	信用リスク相当額	
金利及び通貨スワップ	—	—	—	—	将来の一定期間にわたって、予め決められた金融指標を基準に、元本、利息を交換する取引
先物外国為替取引	0	0	0	0	将来の受渡日に、約定為替相場で異種通貨の交換を行うことを約束する取引
金利及び通貨オプション	—	—	—	—	将来の特定期日又は特定期間内に、予め決められた利回りあるいは価格で金利や通貨を購入又は売却する権利を売買する取引
その他の金融派生商品	—	—	—	—	
合 計	0	0	0	0	

(注) 1. 上記計数は、自己資本比率規制に基づくものであり、信用リスク相当額の算出にあたっては、カレント・エクスポージャー方式を採用しております。
 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 3. なお、自己資本比率規制の対象となっていない金融商品取引(所取引)、原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引等の契約金額・想定元本額は次のとおりです。

単位:億円

種 類	契約金額・想定元本額	
	平成19年9月30日	平成20年9月30日
金利及び通貨スワップ	—	—
先物外国為替取引	—	—
金利及び通貨オプション	—	—
その他の金融派生商品	—	—
合 計	—	—

与信関連取引

単位:億円

種 類	契 約 金 額		商 品 の 内 容
	平成19年9月30日	平成20年9月30日	
コミットメント	1,560	1,500	貸越契約の枠空き等、一定の要件に基づき将来の信用供与を約束する取引
保証取引	90	78	保証先が債務不履行に陥ったときに当該債務の肩代わりを行うことを約束する取引
そ の 他	—	—	買戻し条件付債権売却等の取引
合 計	1,650	1,579	

(注) 有価証券の私算による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返について相殺しております。

用語解説

■オフバランス取引

債券先物、オプション、スワップ取引などのように、取引が成約された時点ではバランスシートに計上されませんが、将来、一定の条件が満たされた場合に、確定債権・債務が発生する取引をいいます。

■契約金額と想定元本額

デリバティブ取引を行う際、利息などの受取額や支払額を決定するために用いられる名目上の元本額のことです。したがって、想定元本額自体は必ずしも取引のリスクの大きさを示すものではありませんが、デリバティブ取引の取引規模を示す代表的な指標とされています。

■カレント・エクスポージャー方式

カレント・エクスポージャー方式は、ある時点におけるデリバティブの現在価値、すなわち取引の相手方が倒産し、取引を履行できなくなったとした場合のコスト(再構築コスト)に、ポテンシャル・エクスポージャーを加えることにより、与信相当額を算出します。

■自己資本比率

自己資本比率とは、金融機関の規模に対し元手のお金がどれだけあるかを表す指標です。例えば貸出金が回収できなくなった場合など、内部に留保していた自己資本を取り崩して穴埋めするので、この比率が高いほど経営が安定しているといわれます。資産のリスクに応じてウエイトづけした純資産(リスク・アセット)を分母とし、出資金・積立金・引当金などの内部資金(自己資本)を分子に比率を計算します。

自己資本比率の基準には、海外拠点をもつ金融機関に適用される国際統一基準(基準比率8%)と海外拠点をもたない金融機関に適用される国内基準(基準比率4%)があります。なお、当行は国内基準が適用され、自己資本比率が4%を割ると金融当局による行政指導(早期是正措置)が発動されますが、当行は基準値を上回っております。